

## 【平成26年度陸上競技場一般開放】 阿久比スポーツ村すこやか町民開放

～親子の憩い、芝生の上で遊び、笑い、和やかな時間を過ごしませんか～

皆さんの憩いの場として「家庭の日」（毎月第3日曜日）に、陸上競技場を無料で開放します。芝生で家族仲良く遊んだり、友達とバドミントンを楽しんだり、公園施設のように使っていただけます。もちろんトラックを走ることも可能です。



申し込みは不要です。ピクニック気分で作持参したお弁当を食べることもできるので、さまざまな活用の仕方を楽しみをお過ごしください。

■開催日 毎月第3日曜日

〔平成26年4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、8月17日、9月21日、10月19日、11月16日、12月21日、平成27年1月18日、2月15日、3月15日〕

■時間 午前9時～午後4時30分

（ただし、10月19日、1月18日は午後1時30分～午後4時30分）

■注意事項

▽町で保険などは入りません。施設使用は自己責任でお願いします。

▽スポーツ団体の使用はお断りします。

▽ごみは各自で持ち帰ってください。

▽サッカーボールや野球のボールなど硬いボールを使用して遊ぶことはご遠慮ください。

▽バーベキューなど火気は使わないでください。

■問い合わせ先 阿久比スポーツ村 ☎(49)2500



毎月第2日曜日の開放事業「スポーツ村を走ろう」は、施設有効利用のため廃止しました。ご了承ください。

### 4月から施設の使用料などを改定します

消費税率の引き上げに伴い、町内施設の使用料などを改定します。

4月1日以降に施設を使用する場合でも、各施設の窓口で許可申請などの手続きをして3月31日までに使用料を支払うと、改定前の料金が適用されます。（勤労福祉センターは月曜日が休館日のため、勤労福祉センター、丸山公園、武道場については、3月30日までに窓口で支払う分が改定前の料金適用になります。）

インターネットを利用した施設予約システムの仮予約についても、同様です。3月末までに各施設の窓口で本予約の手続きをして使用料を支払う場合は、4月1日以降の使用分でも改定前の料金で扱われます。3月中に仮予約をしても、窓口手続きが4月1日以降になってしまうと、改定後の使用料が適用されます。ご注意ください。

水道料金、下水道使用料は、料金単価に変更はありませんが、4月1日以降は消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられます。

改定される施設の詳しい使用料などについては、「広報2月15日号2ページ～5ページ」をご覧ください。